

平成19年1月

社団法人佐賀県トラック協会の
国民保護業務計画

(社)佐賀県トラック協会

社団法人佐賀県トラック協会の国民保護業務計画

目次

第1章 総則

第1節 計画の目的

第2節 基本方針

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

第2節 訓練の実施

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部の設置

第2節 活動体制の確立

第3節 緊急物資の輸送

第4節 応急の復旧

第4章 緊急対処事態への対処

第1節 活動体制の確立

第2節 緊急対処保護措置の実施

第5章 計画の適切な見直し

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1条 (目的)

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、社団法人佐賀県トラック協会（以下、「佐ト協」という。）の業務に係わる武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

第2条 (基本方針)

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、佐賀県国民保護計画及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

国民保護措置の実施に当たっては、次の点に留意しつつ自らの業務に係る国民保護措置を実施する。

1. 国民に対する情報提供

新聞、放送、インターネット等を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

2. 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努める。

3. 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して佐ト協が自主的に判断するものとする。

4. 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国及び地方公共団体の協力を得つつ、佐ト協

加盟事業所の従業員のほか、国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮する。

5. 佐賀県国民保護対策本部長の総合調整

- (1) 佐賀県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するように努める。
- (2) 佐賀県知事より、避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材（以下「緊急物資」という。）の運送等に関し必要な求めや指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施する。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

第3条（国民保護措置等の事務）

佐ト協の国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事務は、佐ト協事務局において行う。

第4条（情報連絡体制の整備）

1. 情報収集及び連絡体制の整備

佐ト協加盟事業所の施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集・集約できるように連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

2. 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するのに必要な体制を確立するため、佐ト協職員及び佐ト協加盟事業所の緊急参集基準や体制等についてあらかじめ必要な事項を定め関係者に周知を図る。

3. 輸送力の把握

佐ト協は、佐ト協加盟事業所が擁する運転者、車両種別、積載能力、給油箇所等総合的な輸送力について把握しておく。

4. 緊急物資の備蓄状況等の把握

県や市町が備蓄している緊急物資の備蓄場所、品目、数量及び予め指定されている避難施設、場所並びに経路等を把握しておく。

第2節 訓練の実施

第5条（訓練の実施と業務計画の整備）

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるように佐ト協独自の訓練の実施に努めるとともに、国または地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練に参加して、対処能力の向上と業務計画の見直しと整備を図る。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部の設置

第6条（佐ト協国民保護対策本部の設置）

- 1 佐賀県知事から佐賀県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した旨の通知がなされた場合には、直ちに佐ト協内に佐賀県トラック協会国民保護対策本部（以下「佐ト協対策本部」という。）を設置する。

佐ト協対策本部は、国民保護措置のため次の事項を実施する。

- 一 県、関係機関、団体及び佐ト協加盟事業所との連絡調整
- 二 国民保護措置の実施に必要な情報の収集と広報
- 三 その他国民保護措置の実施のため必要な措置

- 2 佐ト協対策本部を設置したときは、県対策本部にその旨連絡する。

第7条（支部連絡室の設置）

佐ト協対策本部が設置された場合には、佐ト協各支部長の所属する事業所に支部連絡室を設置し、情報収集並びに佐ト協対策本部との連絡調整を行う。

第8条（職員等の緊急参集）

- 1 佐ト協は、予め策定した緊急連絡系統に基づき、全職員を参集するほか必要に応じて佐ト協加盟事業所から必要な人員を佐ト協対策本部要員として招集し、支援させる。
- 2 佐ト協加盟事業所は、佐ト協対策本部から要請を受けた場合には必要な自社職員を緊急参集する。

第2節 活動体制の確立

第9条（情報収集及び報告）

- 1 佐ト協対策本部は佐ト協加盟事業所の被災状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、必要に応じ

県対策本部に報告する。

- 2 佐ト協対策本部は県対策本部より、武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、佐ト協対策本部及び佐ト協加盟事業所での情報の共有を行う。

第3節 緊急物資の輸送

第10条（緊急物資の輸送）

県対策本部長による総合調整が行われ、その結果佐賀県知事から緊急物資の輸送の求めや指示があった場合には資機材の故障等により、当該輸送を行うことができないなど正当な理由がない限り、速かに指定された車両、人員を差し向け、関係機関、団体等の協力を得ながら、これらの輸送を的確かつ迅速に行う。

第11条（運行の安全確保等）

- 1 緊急物資の輸送に当っては、安全に関する情報に基づき、当該輸送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。
- 2 運行に障害が生じた場合には、佐ト協対策本部に即報して指示を受けて代替輸送の確保に努める。
- 3 同一場所で複数の事業者が緊急物資の積卸しや輸送を行う場合には、事業者間で相互に連携、協力して円滑な実施に努める。

第12条（安否情報収集への協力）

県対策本部が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう業務の範囲内で国民の安否に関する情報収集と提供を行う。

第4節 応急の復旧

第13条（被害状況等の把握と応急復旧）

- 1 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
- 2 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によつて的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県対策本部に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧

のため必要な措置に関し支援を求める。

- 3 佐ト協対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県対策本部に報告する。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

第14条（緊急処理事態対策本部の設置）

- 1 佐賀県知事から佐賀県緊急処理事態対策本部が設置された旨の通知がなされた場合には、佐ト協内に佐賀県トラック協会緊急処理事態対策本部（以下「佐ト協処理事態本部」という。）を設置する。

佐ト協処理事態本部は、緊急対処保護措置のため次の事項を実施する。

- 一 県、関係機関、団体及び佐ト協加盟事業所との連絡調整
- 二 緊急対処保護措置の実施に必要な情報の収集と広報
- 三 その他緊急対処保護措置の実施のため必要な措置

- 2 佐ト協処理事態本部を設置したときは、佐賀県緊急処理事態対策本部にその旨連絡する。

第15条（支部緊急処理事態連絡室の設置）

佐ト協処理事態本部が設置された場合には、佐ト協各支部長の所属する事業所に支部緊急処理事態連絡室を設置し、情報収集並びに佐ト協処理事態本部との連絡調整を行う。

第2節 緊急対処保護措置の実施

第16条（緊急対処保護措置の実施体制並びに措置）

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章までの定めに従って行う。

第5章 計画の適切な見直し

第17条（計画の見直しと広報等）

- 1 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、県知

事へ報告するとともにホームページ等において公表を行う。

- 2 この計画の変更に当っては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるようにする。
- 3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。